

藤沢市水路に関する条例の一部改正について  
藤沢市水路に関する条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

### 藤沢市水路に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市水路に関する条例（昭和36年藤沢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（明治29年法律第71号）を適用」を「（昭和39年法律第167号）を適用し，」に改め，「河川及び」の次に「下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第2号に規定する下水道以外の」を加え，「それらの」を「その」に改める。

第3条中「または」を「又は」に改める。

第5条第1項第1号中「または」を「又は」に，「もしくは」を「若しくは」に改め，同項第2号及び第5号中「または」を「又は」に改め，同項に次の1号を加える。

(6) 前各号に掲げるもののほか，水路の保全又は利用に支障を及ぼす行為をすること。

第7条の見出し中「納付」を「徴収」に改め，同条第1項中「第5条の」を「市長は，第5条の」に，「は，」を「から，」に，「納付しなければならない」を「徴収する」に改め，第2項を削る。

第22条中「市長が」を「規則で」に改め，同条を第24条とする。

第21条第1項中「一つ」を「いずれか」に，「10,000円」を「50,000円」に改め，同項第3号中「第14条」を「第16条」に，「届け出，」を「届出」に改め，同項第4号中「第16条」を「第18条」に改め，同項第5号中「第

17条」を「第19条」に改め、同項第6号中「第18条」を「第20条」に、「届け出」を「届出」に改め、同条第2項中「いつわり」を「偽り」に改め、「相当する額」の次に「（当該5倍に相当する額が50,000円を超えないときは、50,000円）」を加え、同条を第23条とする。

第20条中「または」を「又は」に改め、同条を第22条とする。

第19条中「または」を「又は」に、「行ない」を「行い」に改め、同条を第21条とする。

第18条中「一つ」を「いずれか」に改め、同条第2号中「または」を「，又は」に改め、同条第3号中「または」を「又は」に改め、同条第4号中「名称または」を「名称又は」に、「変更しまたは」を「変更し，又は」に改め、同条を第20条とする。

第17条第1項中「一つ」を「いずれか」に、「または」を「，又は」に改め、同項第1号中「または」を「又は」に改め、同項第2号中「いつわり」を「偽り」に改め、同条第2項中「一つ」を「いずれか」に、「または」を「，又は」に改め、同項第3号中「前各号」を「前2号」に改め、同条を第19条とする。

第16条中「または」を「，又は」に、「もしくは」を「，若しくは」に改め、同条を第18条とする。

第15条中「または」を「又は」に改め、同条を第17条とする。

第14条中「水路附属物を保護し，」を「水路附属物に」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第16条とする。

占有者は、占有期間中その占有物件を保護し、占有によつて生じた危害に対する責任を負い、又は占有によつて生じようとする危害を防止し、若しくは予防しなければならない。

第13条中「もしくは」を「又は」に改め、同条を第15条とする。

第12条中「一つ」を「いずれか」に改め、同条第2号中「占有の」の次に「期間の開始日の」を加え、同条を第14条とする。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

（占用料の徴収方法）

第11条 占用料は、当該占有に係る許可をした日の翌日から15日以内に、市長

の発する納入通知書により一括して徴収する。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、第6条ただし書の規定により占用の期間が2以上の年度にわたる場合の占用料については、各年度において、当該年度分を徴収することができる。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、占用料が特に多額であることその他の理由により、占用者が一時に占用料の全額を納付することが困難であると認めるときは、納期限を別に定め、又は占用料を当該年度において3回以内に分割して徴収することができる。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。  
(占用料)

第8条 占用料の額は、別表金額の欄に定める金額に、第5条第1項の規定により許可をした占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。

別表中「を設置するための占用」及び「としての占用」を削り、

1 m <sup>2</sup>
1 年

を

「

1 平方メートルにつき1年
---------------

に、「790円」を「950円」に、「上記以外の占用」を

「上記以外のもの」に改め、「3月」を削る。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、藤沢市水路に関する条例の規定により行為の許可を受け、かつ、当該許可に係る期間のうち同日以後の期間に係る占用料を納付している者の当該納付している期間に係る占用料については、改正後の藤沢市水路に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 提案理由

この条例を提出したのは、本市の道路占用料の額を改定し、併せて道路占用料の徴収方法を改めることとしたため、これに準じて水路の占用料を改定するとともに水路の占用料の徴収方法を改める等の必要による。